

瑞穂市教育委員会教育長交際費支出基準に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育長又は教育長の代理として職員が、教育委員会を代表して外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について、交際費の種別、支出範囲その他支出基準を定めることにより、教育行政の円滑な執行を図ることを目的とする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 市教育委員会の教育事業と直接かつ密接な関係があるもの
- (2) 市教育行政の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等があったもの
- (4) その他必要と認めるもの

2 前項にかかわらず、激励金の支出先、支出対象となる大会その他激励金の交付手続については別に定める。

(支出区分)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の区分に基づいて予算の範囲内で支出することができるものとする。

- (1) 会費 教育関係の団体等が主催する懇親会及び意見交換を目的として行う会議等の会費として支出される経費
- (2) 祝儀 教育関係の記念式典、総会、行事等への参加に係る経費
- (3) 弔慰 教育関係者の葬儀での香料、生花等弔事の際に支出される経費
- (4) 見舞金 教育関係者の病気、災害等の見舞に係る経費
- (5) 激励金 市民又は本市の団体の全国大会等への出場に対する激励に係る経費
- (6) その他 前各号に掲げるもののほか、市教育行政進展に資するために支出される経費

(支出額)

第4条 支出額は、社会通念上妥当かつ必要最小限の額とし、慶弔に係る支出対象者及び金額は、別表のとおりとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 弔事支出基準表

対象者	本人の場合			親族の場合 (1親等まで)
	香料	供花	見舞金	香料
教育委員	10,000円	一对	5,000円	5,000円
教育委員会の所管に属する各機関及び各委員会の委員等	5,000円以内			
教育委員会関係団体役員	10,000円以内			
市内の小中学校の校長及び教頭	10,000円	一对		
市内の小中学校の校長及び教頭以外の教職員	5,000円	一对		
他市町村の教育委員	10,000円以内			

2 慶事支出基準表

区分等		金額等	
祝儀		適宜に定める額	
激励金	個人	高校生以上	5,000円
		中学生以下	記念品（図書券3,000円）
	団体	高校生以上のみ	25,000円
		高校生以上と中学生以下の混合	15,000円
		中学生以下	